



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

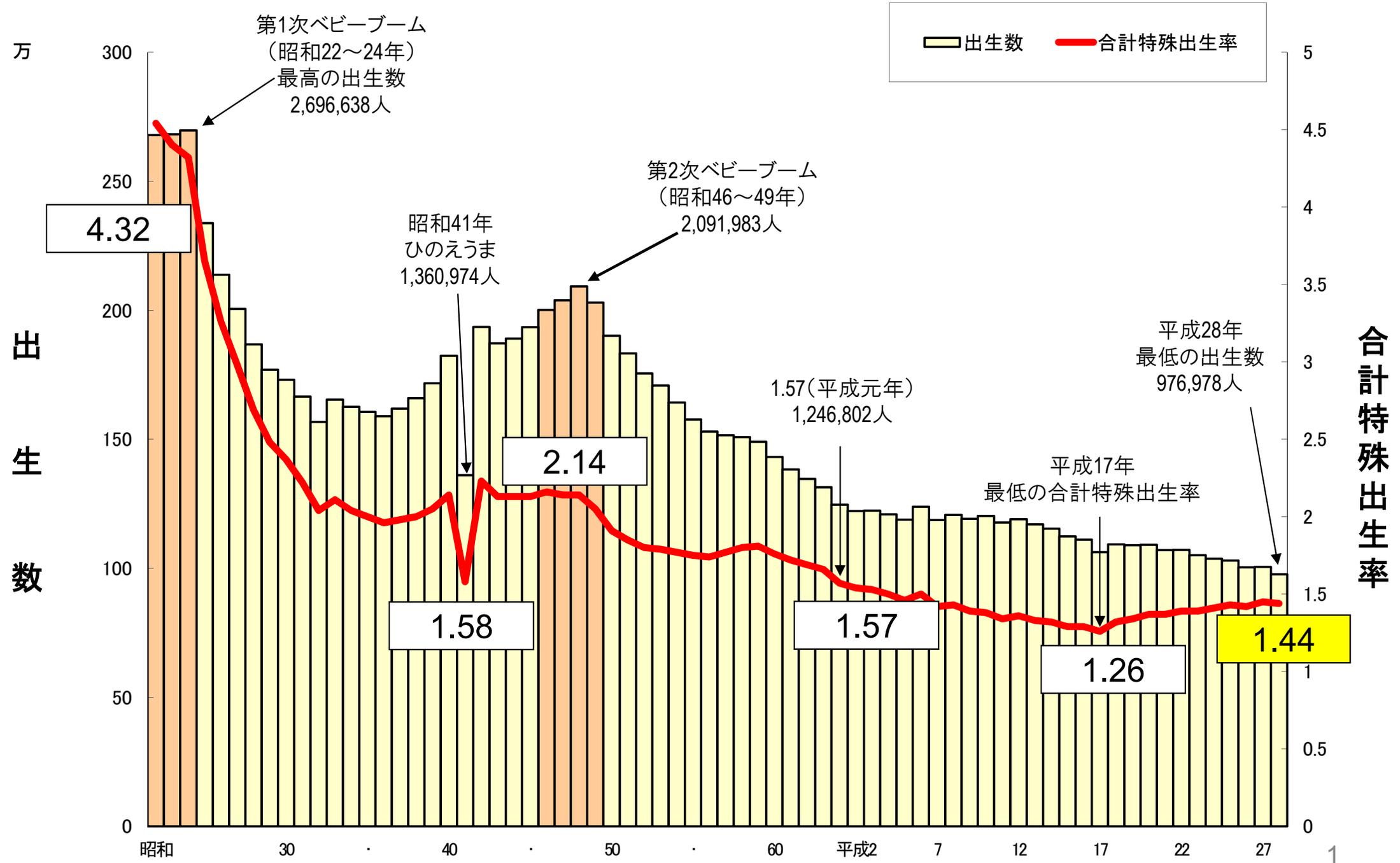


国における母子保健対策

～特に子育て世代包括支援センターについて～

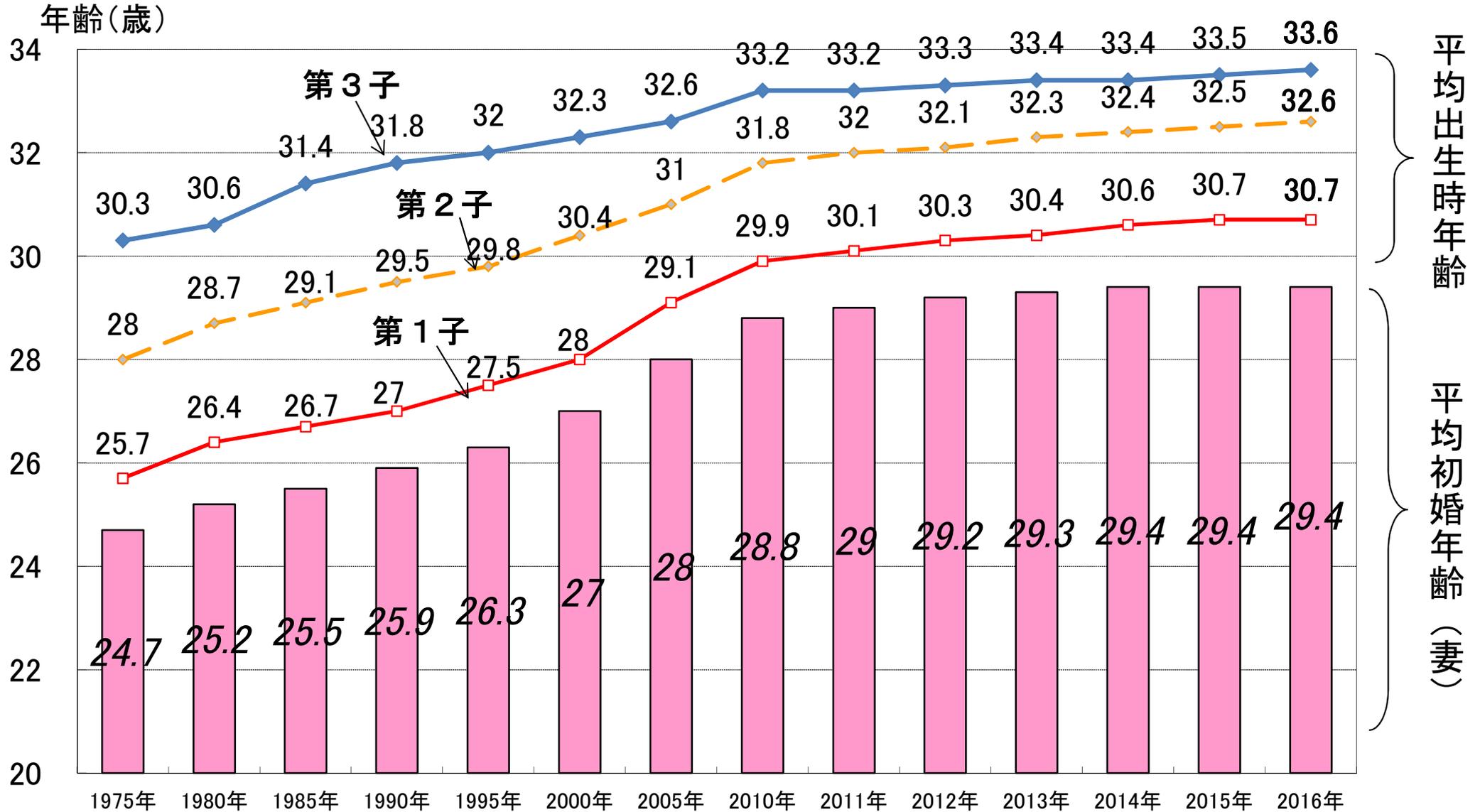
厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課

合計特殊出生率及び出生数の推移



平均初婚年齢・平均出生時年齢の推移

○ 晩婚化に伴い子どもを産む母の平均年齢は上昇傾向にある。



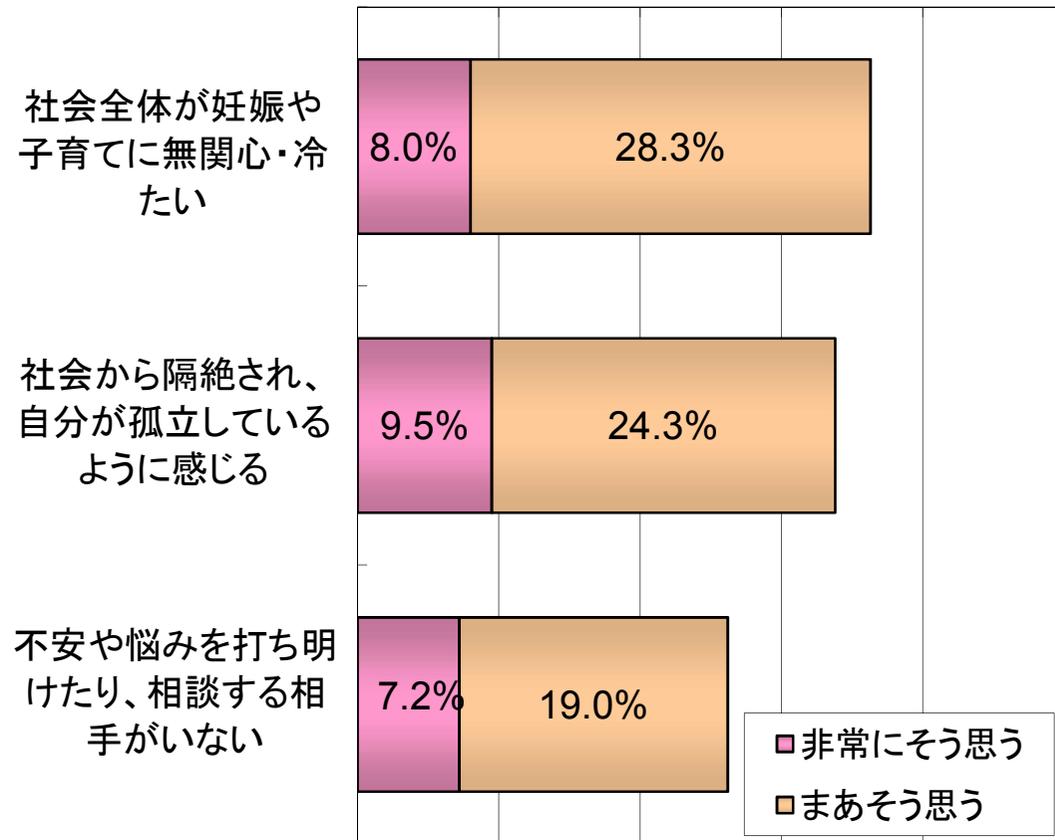
資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」

結婚や出産をとりまく状況 子育ての孤立化と負担感の増加

- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識

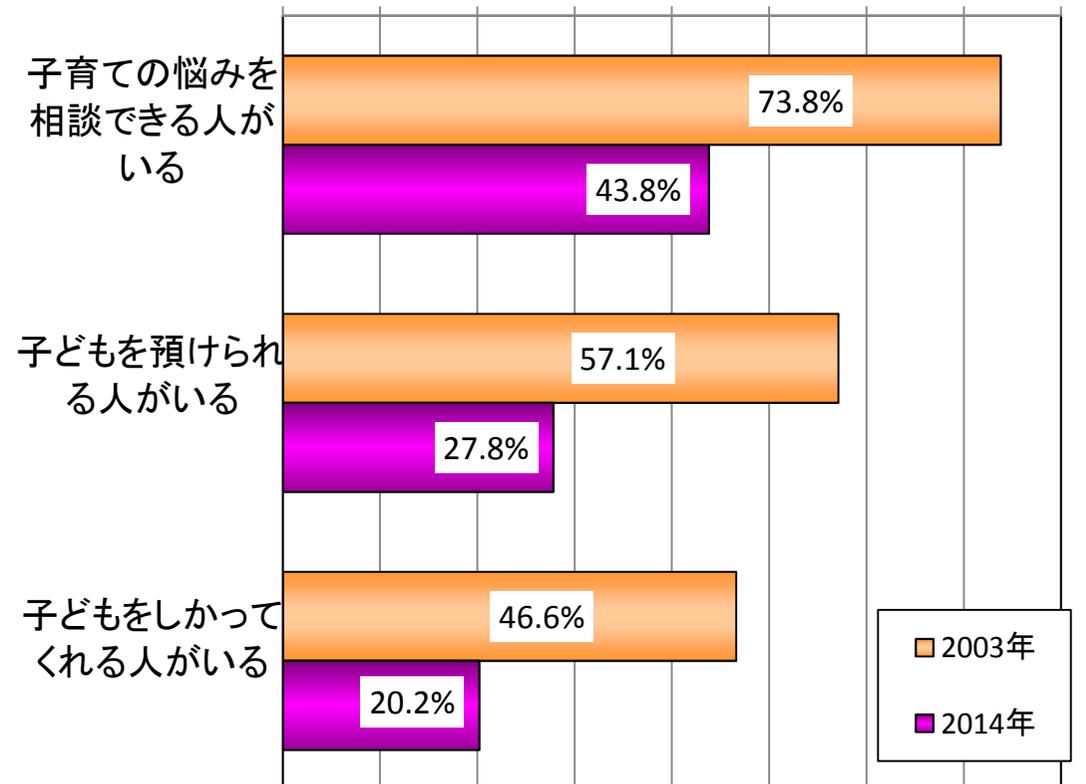
0% 10% 20% 30% 40% 50%



資料:財団法人子ども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

地域の中での子どもを通じたつきあい

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%



資料:(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)

子ども・子育て支援新制度がスタート(平成27年4月)

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立(平成24年8月)。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月に本格施行。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

アベノミクス 新・三本の矢

新・第一の矢

希望を生み出す
強い経済



新・第一の矢の的
GDP600兆円

新・第二の矢

夢をつむぐ
子育て支援



新・第二の矢の的
希望出生率1.8

新・第三の矢

安心につながる
社会保障



新・第三の矢の的
介護離職ゼロ

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日 閣議決定）
新たな第二の矢は、「夢をつむぐ子育て支援」である。一億総活躍の最も根源的な課題は、人口減少問題に立ち向かうこと。一人でも多くの若者たちの、結婚や出産の希望を叶える。これが「希望出生率1.8」の目標であり、あくまで一人ひとりの希望であって、結婚したくない人、産みたくない人にまで、国が推奨しようというわけではない。

第二の矢 夢をつむぐ子育て支援

【課題】

結婚、妊娠・出産、子育てに厳しい働き方、職場環境の改善が必要

育児休業と保育を組み合わせ、就業を継続できる環境づくりが必要

妊娠・出産・子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実が必要

働き方改革・両立支援

総合的子育て支援

【対策の方向性】

若者の雇用・経済的基盤の改善

- 若者・非正規雇用対策
- 働き方の見直し
- 男性の意識改革
- 女性活躍推進

非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援

- 育児休業制度の見直し
- 企業の取組の強化
- 柔軟なサービス利用の支援

育児休業と保育の切れ目ない保障

- 保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充
- 保育サービスと接続のとれた育休期間の延長を含む両立支援制度の見直し

妊娠・出産・子育てへの支援

- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
- ・不妊治療助成の拡充
- ・**子育て世代包括支援センターの全国展開** 等
- 地域の子育て家庭への支援

特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

- ひとり親家庭・多子世帯の支援(子どもの貧困への対応等)
- 児童虐待の防止、社会的養護を必要とする子どもへの支援(児童福祉法等改正)

子育て世代包括支援センターの経緯

平成26年度 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を29市町村において実施

平成26年12月27日 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定

「子育て世代包括支援センター」を、緊急的取組として50か所、2015年度中までに150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。

平成27年3月20日 「少子化社会対策大綱」閣議決定

産休中の負担の軽減や産後ケアの充実を始め、「子育て世代包括支援センター」の整備などにより、切れ目のない支援体制を構築していく。

平成28年5月27日 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」成立

母子保健法に基づく「母子健康包括支援センター」は、平成29年4月1日施行予定

平成28年6月2日 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定

子育て中の保護者の約4割が悩みや不安を抱えており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、児童福祉法等改正により市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成32年度末（2020年度末）までの全国展開を目指す。

センターの支援対象者

支援対象者：

全ての妊産婦、乳幼児（就学前）とその保護者
（保護者には、ひとり親、若年親、事実婚、里親も含む。）

妊娠・出産期から子育て期（特に3歳まで）にわたり
切れ目なく支援。

ポピュレーションアプローチを基本とする。
（支援ニーズが顕在化していない利用者も、継続的に把握。）

子育て世代包括支援センターの役割

包括的なサービス（「母子保健サービス」、「子育て支援サービス」の両方を含む。）を、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく提供するためのマネジメントを行う。

①妊産婦等の状況の継続的把握

②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言

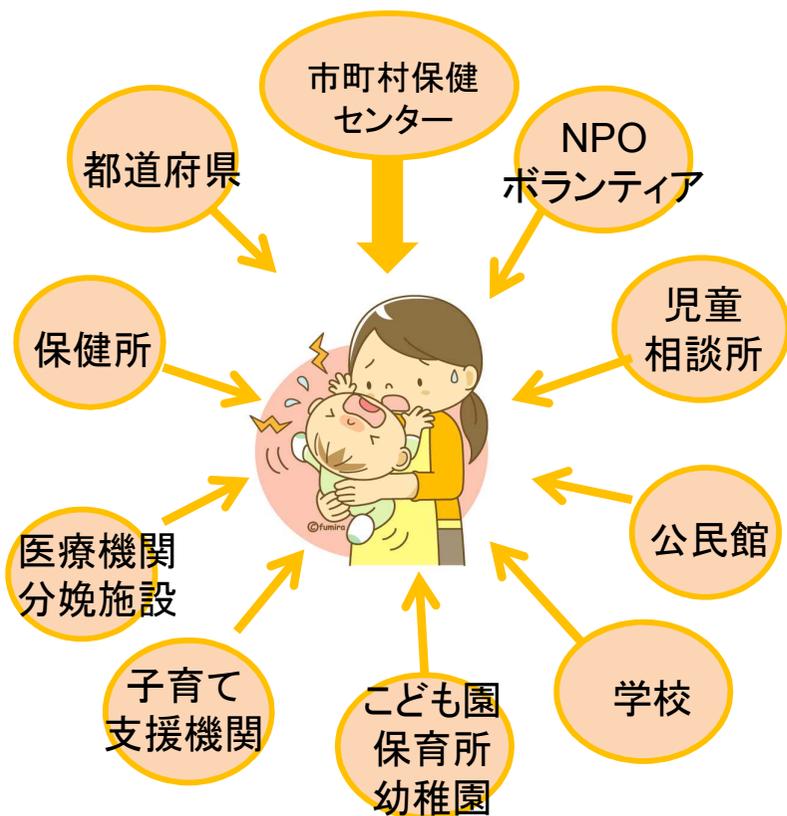
③保健、医療、福祉、教育の関係機関との連絡調整

④支援プランの策定

子育て世代包括支援センターのイメージ

○既存の体制

- ・関係機関は多いが、個別の対応となっている。
- ・必要な支援が、必ずしも切れ目なく提供できていない。



○子育て世代包括支援センターの開始後

- ・関係機関の連絡調整
- ・全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供。



子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために**、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 - 実施市町村数:525市区町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在) ➢ **平成32年度末までに全国展開**を目指す。
 - ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



産前・産後サポート事業

事業目的等

○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

○市町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる）

対象者

○身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
- ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

○実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ(パートナー)型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス(参加)型」・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

○実施担当者

- (1)助産師、保健師又は看護師
- (2)子育て経験者、シニア世代の者等

(事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい)

○予算額等 29年度予算 895百万円

(29' 基準額 1市町村11,419千円)(補助率 国1/2、市町村1/2)

(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成28年度は182市町村において実施)

産後ケア事業について

事業目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

実施主体等

○市町村 （本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

対象者

○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者
(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)

②褥婦に対する療養上の世話

④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

③産婦及び乳児に対する保健指導

⑤育児に関する指導や育児サポート等

○実施方法・実施場所等

(1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
(原則として、利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育等を有する施設)

(2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。

(3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

○予算額等 29年度予算 2,326百万円

(29‘基準額 1市町村24,829千円)(補助率 国1/2、市町村1/2)(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収)

(平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成28年度は179市町村において実施)

産婦健康診査事業について【新規】

要旨

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事業内容

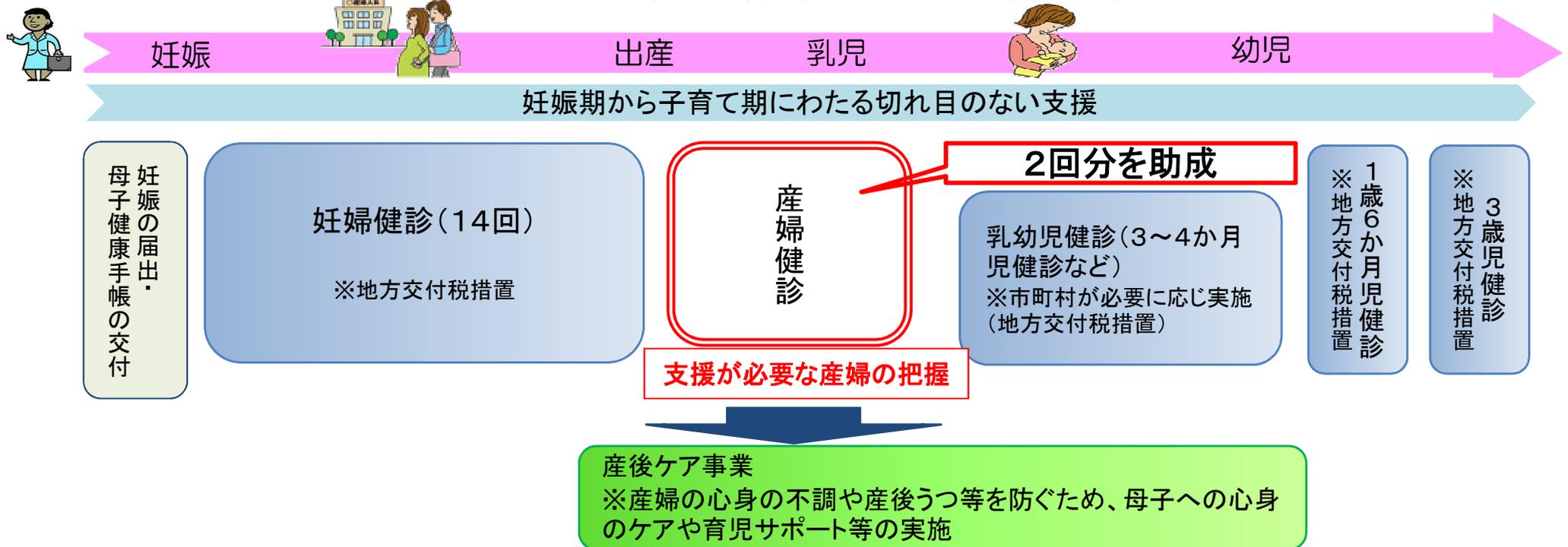
○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

○予算額 平成29年度予算 351百万円 (基準額:1回当たり5,000円)

(実施主体:市町村、補助率:国1/2・市町村1/2)



子育て世代包括支援センターの全国展開

(妊娠・出産包括支援事業について)

平成29年度予算：37.8億円 → 平成30年度予算案：36.3億円

要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

妊娠・出産包括支援事業 実施主体：市町村(⑤は都道府県)、補助率：1/2

- ①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）
- ②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）
- ③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）
- ④子育て世代包括支援センター開設準備事業（立ち上げ準備経費）
- ⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）

①、②については人口規模に応じた基準額を設定

【29年度予算】

240か所

→

【30年度予算案】

400か所

240か所

→

520か所

104か所

→

47か所

150か所

→

200か所

47都道府県

→

47都道府県

(参考)子育て世代包括支援センターの運営費について

利用者支援事業 実施主体：市町村、負担割合：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 ※内閣府予算に計上

(子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を実施する事業)

子育て世代包括支援センター

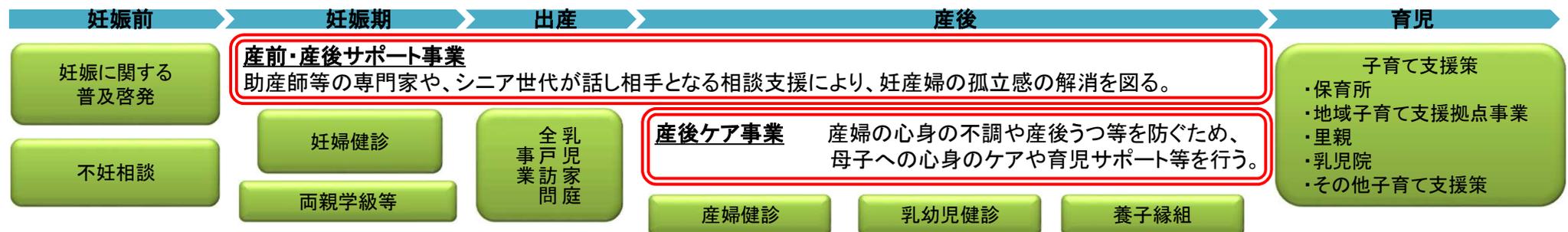
- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】

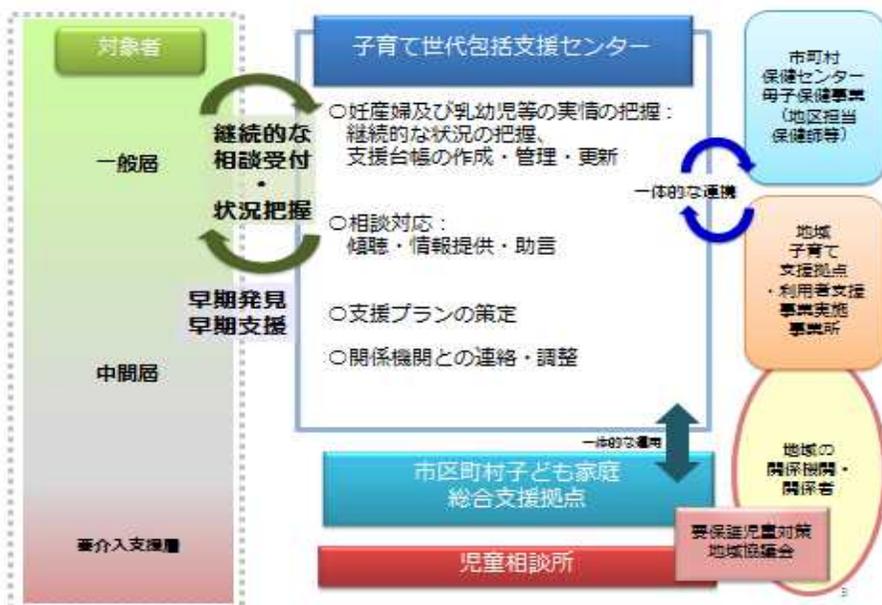


子育て世代包括支援センター業務ガイドラインについて

本ガイドラインは、有識者や自治体職員等による議論等を踏まえ、子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条の母子健康包括支援センター）の具体的な業務、地域の多様性を念頭においた運営上の留意点、各地での取組例等を内容として原案を作成。その後、パブリックコメントを踏まえ、所要の修正を加え、全国に周知を行った。（平成29年8月1日通知）

子育て世代包括支援センターの役割

- ・ 包括的な支援を、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく提供するためのマネジメントを行う。
 - ① 妊産婦及び乳幼児等の**実情把握**
 - ② 妊娠・出産・育児に関する**各種の相談**に応じ、必要な**情報提供・助言・保健指導**
 - ③ **支援プランの策定**
 - ④ 保健医療又は福祉の**関係機関との連絡調整**
- ・ 全ての妊産婦や乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本、包括的な支援を実施



業務実施のための環境整備

- ・ 市区町村やセンターが実施する事業だけでなく、地域のNPO 法人などの民間団体などが実施するインフォーマルな取組も含めて、**様々な関係機関や関係者と連絡、調整を行い、協働体制を構築**
- ・ センターには**保健師等を1名以上配置**

各業務の基本的考え方と具体的内容

- ・ 利用計画の作成支援だけでなく、サービスの提供等に当たり、**関係機関による密なモニタリングが必要と考えられる妊産婦や保護者等**については、関係機関による支援についても整理した「**支援プラン**」を作成
- ・ 支援プランでは、妊娠や出産、子育ての**スケジュールに合わせて、必要なサービス等の利用スケジュールを整理し、関係機関と調整、各関係機関による支援内容やモニタリング、支援プランの見直し時期を整理**
- ・ 支援プランを策定する際には、支援対象者に参加してもらい、**本人の意見を反映**
- ・ 保健所や市町村保健センター、医療機関、民生委員・児童委員、教育委員会、こども園・幼稚園・保育所、児童館、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業実施事業所、児童発達支援センター等**関係機関との連携確保**
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会との**連携確保**

産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドラインについて

本ガイドラインは、有識者や自治体職員等による議論等を踏まえ、原案を作成。その後、パブリックコメントを踏まえ、所要の修正を加え、全国に周知を行った。（平成29年8月1日通知）

産前・産後サポート事業の主な概要

<内容> 傾聴等による不安の軽減、育児の手技の確認、地域保健、子育て支援に係る情報の提供、仲間づくり等により安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートする。

<対象者> 妊娠・出産・育児に不安を抱えていたり、身近に相談できる者がいないなど社会的な支援が必要である者等

<対象時期> 妊娠初期から産後4か月頃までを目安

<実施担当者> 子育て経験者やシニア世代の者、心理に関する知識を有する者、育児に関する知識を有する者

<実施方法> 利用者の家庭を訪問するアウトリーチ(パートナー)型、保健センター等で行うデイサービス(参加型)に分けられる。さらにデイサービス型は集団型と個別型に分けられ、それぞれの特性に応じた場所等で実施

<実施者の募集・研修> 地域の人的資源(母子保健推進員、愛育班員等)の活用はもとより、子育て経験者やシニア世代の方を募集し研修を行い、実施担当者として本事業への参画を進める。

<事業の評価> 定期的に評価し、運営方法を見直す。利用者の声や満足度を反映することが望ましい。

産後ケア事業の主な概要

<内容> 母親の身体的回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等により、健やかな育児ができるよう支援する。

<対象者> 出産後の身体的な不調や回復の遅れがあり休養の必要がある者、出産後の心理的不調があり身近に相談できる者がいない者、育児について保健指導の必要がある者など、身体的、心理的、社会的側面等に困難を抱える者等

<対象時期> 出産直後から4か月頃までを目安

<実施担当者> 助産師、保健師、看護師を1名以上置く。(その上で必要に応じて、心理に関する知識を有する者、管理栄養士、保育士等の育児に関する知識を有する者を置く。)

<実施方法> 宿泊型、アウトリーチ型、デイサービス型(個別・集団)の3種類の実施方法に分けられ、それぞれの特性に応じた場所等で実施。

宿泊型については、病院、病床を有する診療所及び入所施設を有する助産所以外にも、旅館業法の適用を受ける「**旅館業型**」、市町村が条例等で定める衛生管理基準(助産所に準じる基準)に従って実施する「**市区町村独自基準型**」を規定。

<事業の評価> 定期的に評価し、運営方法を見直す。利用者の声や満足度を反映することが望ましい。

御清聴ありがとうございます
ございました。

